

補償コンサルタント業務における
総合評価落札方式
に関する運用ガイドライン

令和5年8月

奈良県県土マネジメント部

目次

- 1 総合評価落札方式等の概要
- 2 総合評価落札方式等の適用について
 - 2-1 適用の考え方
 - 2-2 適用対象のイメージ
 - 2-3 適用にあたっての参考フロー
- 3 総合評価落札方式の実施方法
 - 3-1 総合評価落札方式の落札者の決定方法
 - 3-2 総合評価落札方式による落札者の決定(評価事例)
- 4 総合評価落札方式の評価の方法
 - 4-1 評価の方法の考え方
 - 4-2 総合評価落札方式の配点割合
- 5 情報公開

1 総合評価落札方式等の概要

補償コンサルタント業務の契約にあたって、契約の相手側を選定するための方式は、下表のとおり区分・定義します。

	契約の相手側等を選定するための手続きの内容	着眼点	法令上の位置づけ
総合評価落札方式	<p>予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする手続き</p>	<p>価格及び技術力</p>	<p>○地方自治法施行令第167条の10の2第1項 一般競争入札(総合評価落札方式)</p>
	<p>経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする手続き</p>		<p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第2項</p>
価格競争入札	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする手続き</p>	<p>価格</p>	<p>○地方自治法第234条第3項 一般競争入札又は指名競争入札</p>
その他の方式	<p>上記の方法によらない手続き(随意契約等)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

2 総合評価落札方式等の適用について

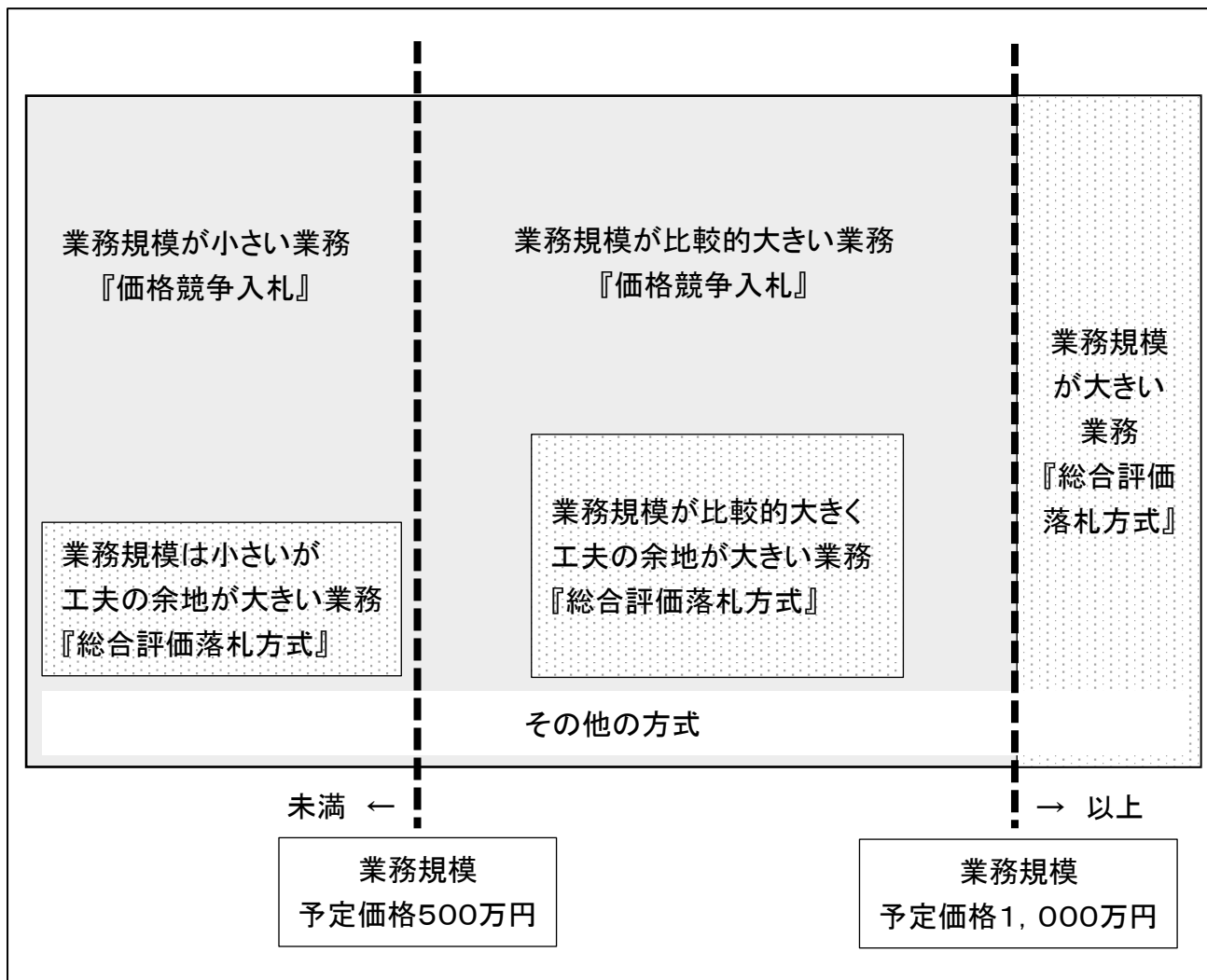
2-1 適用の考え方

総合評価落札方式等の適用は、「補償コンサルタント業務の発注基準」に基づき決定しますが、以下に標準的な適用の考え方を例示します。

	適用の考え方及び適用対象業務	適用イメージ
総合評価 落札方式	<p>○適用の考え方 発注段階で仕様(業務実施手順、積算基準)を概ね確定することが可能であるが、入札者の提示する技術等によって、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合(技術的な工夫の余地がある業務)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物件部門のうち関連移転を伴うもので高度な判断を要するもの ・物件部門のうち前例や類似事例が少ないもの ・用地アセスメント業務 ・用地事務支援業務 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>○適用対象 原則、予定価格500万円以上1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きな業務及び予定価格1,000万円以上の業務について実施する。 また、予定価格500万円未満であっても、入札者から技術提案を求めることで業務の品質向上に寄与すると判断できる業務についても実施する。</p>	
価格競争 入札	<p>上記によらない場合(技術的な工夫の余地が小さい)。入札参加条件として、一定の資格等を評価することにより品質を確保できる業務。</p>	上記以外
その他の 方式	<p>業務の特殊性を勘案して実施する。</p>	

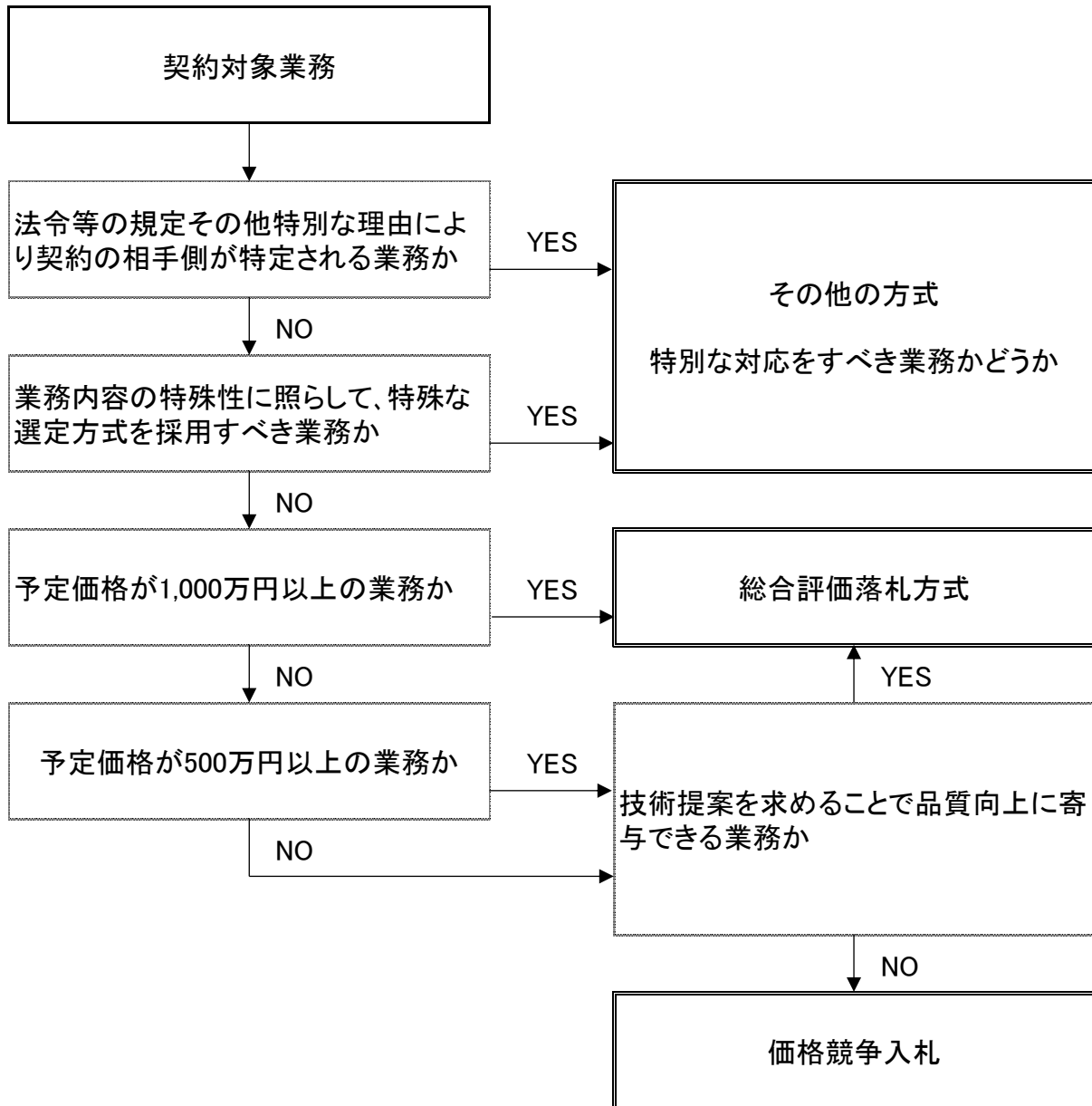
2-2 適用対象のイメージ

業務規模に応じた区分は下表のとおりとなります。



2-3 適用にあたっての参考フロー

次のフローを参考にその他の方式を適用すべき業務であるかどうかを判断し、これらに該当しない業務について総合評価落札方式又は価格競争入札を適用することとします。



3 総合評価落札方式の実施方法

3-1 総合評価落札方式の落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とします。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者のくじ引きにより落札者を決定するものとします。

評価値の算出方法は、次のとおりです。

①評価値の算出方法

評価値は加算方式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点と技術評価点の割合

価格評価点と技術評価点の割合は、次のとおりとする。

$$\text{価格評価点} : \text{技術評価点} = 1 : 1$$

③価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は60点とする。

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点は、少数第3位を切り捨てし少数第2位まで算出する。

④技術評価点の算出方法

技術評価点の満点は60点とする。

各入札者の技術評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = \text{『60点』} \times (\text{技術評価の得点合計}) / (\text{技術評価の配点合計})$$

技術評価点は、少数第3位を切り捨てし少数第2位まで算出する。

3-2 総合評価落札方式による落札者の決定(評価事例)

加算方式により評価値を算出し、落札候補者を決定します。

価格評価点:技術評価点=1:1(価格点の配分点=60点)

	価格評価点(A)		技術評価点(B)		評価値 (A+B)
	予定価格又は入札額 2000		配点合計又は得点合計 100		
入札参加者A	1900	3	80	48	51
入札参加者B	1750	7.5	75	45	52.5
入札参加者C	1600	12	70	42	54

入札参加者A 価格評価点=「60」×(1-1900/2000)=3
 技術評価点=60×(80/100)=48
 評価値=価格評価点+技術評価点=3+48=51

入札参加者B 価格評価点=「60」×(1-1750/2000)=7.5
 技術評価点=60×(75/100)=45
 評価値=価格評価点+技術評価点=7.5+45=52.5

入札参加者C 価格評価点=「60」×(1-1600/2000)=12
 技術評価点=60×(70/100)=42
 評価値=価格評価点+技術評価点=12+42=54

「Cの評価値=54」>「Bの評価値=52.5」>「Aの評価値=51」となり、入札参加者Cが落札候補者となる。

4 総合評価落札方式の評価の方法

4-1 評価の方法の考え方

評価の方法及び具体的な評価項目は下表のとおりとします。

	評価の方法	具体的な評価内容
総合評価落札方式	<p>簡易型</p> <p>評価テーマに関する技術提案を求めず、当該業務の実施方針等と価格との総合評価を行う。</p> <p>価格評価点:技術評価点=1:1</p> <p>⇒『技術力』及び『価格』を総合的に評価する</p>	<p>○技術評価</p> <p>1 配置予定技術者(企業)の経験及び能力</p> <ul style="list-style-type: none">・資格、実績・表彰 <p>2 手持ち業務量</p> <p>3 業務の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none">・実施方針・実施フロー・工程表 等 <p>○価格評価</p> <p>4 入札価格</p>

4-2 総合評価落札方式の配点割合

4-2-1 総合評価落札方式の配点割合

評価項目の配点の割合は、以下のとおりとします。

簡易型(価格評価点:技術評価点=1:1)

数値の単位は%

価格評価点 50	技術評価点 50		
	配置予定技術者等の 経験及び能力 25.5	手 持 ち 業 務 量 5.5	業務の 実施方針 19
	資格・実績 20.5		

4-2-2 総合評価落札方式における落札者決定基準について
 評価項目及び判断基準とその配点は、原則として以下のとおりとする。

		(価格点と技術点の割合)	簡易型(1:1)	
評価項目		判断基準	配点	評価ウェイト
配置予定技術者(企業)の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格	12	41%
		過去10年間の同種業務の実績	14	
		過去10年間の当該地域の業務実績	7	
	表彰	過去4年間の企業の表彰実績	3	10%
		過去4年間の技術者の表彰実績	5	
手持ち業務量		手持ち業務量	9	11%
技術提案等	業務の実施方針	業務理解度、実施手順、工程表、(その他)	30	38%
		合計	80	100%

5 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価基準、落札者の決定方法については、あらかじめ公告等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について、総合評価落札方式においては落札者決定後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札公告、入札説明書において以下の事項を明示する。

- ①総合評価落札方式適用の旨
- ②入札参加に必要な要件
 - ・入札参加者の要求される資格
 - ・入札参加者を選定するための基準
- ③総合評価に関する事項
 - ・落札者の決定方法
 - ・総合評価の方法

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式における参加者の価格評価点・技術評価点は、落札者決定後、速やかに公表する

(3) 結果の公表について

希望者(参加者)については、自社の評価項目の「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」の内訳及び「手持ち業務量」を各事業担当課または土木事務所にて閲覧により公表する。ただし、「業務の実施方針」に関する評価項目の内訳は非公表とする。